

○ 不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省令第二号）

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業約款の内容の基準）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 令第五条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号（法第四十六條の二に規定する場合にあつては第二号ニ、第三号、第四号ハ、ニ及びヘ、第五号、第六号、第七号ロ、第八号、第九号、第十号ロ、第十一号イ、第十二号イ及びロ並びに第十五号イ、ロ、ホ、チ及びリを、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十二号ロを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十五号及び第十六号を除く。）に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 第一項第六号に掲げる事項については、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用しない旨の定めがあること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国を地区とする中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）</p> <p>（第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第</p>	<p>（不動産特定共同事業約款の内容の基準）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 令第五条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号（法第四十六條の二に規定する場合にあつては第二号ニ、第三号、第四号ハ、ニ及びヘ、第五号、第六号、第七号ロ、第八号、第九号、第十号ロ、第十一号イ、第十二号イ及びロ並びに第十五号イ、ロ、ホ、チ及びリを、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十二号ロを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十五号及び第十六号を除く。）に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 第一項第六号に掲げる事項については、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用しない旨の定めがあること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国を地区とする中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）</p> <p>（第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第</p>

百三十二号) 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫への預金

百三十二号) 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金